成果の説明書

(氏名)　谷口 聡	(学部)　経済学部

1　重要事項

この説明書の報告者（谷口）は、民法という法律学の研究教育を生業とする者である。以下では、紙幅の都合上、2023 年度（令和 5 年度）における「研究」について「可視化可能な具体的成果」についてのみ報告する。

(1) 科学研究費分担研究者としての研究　―終末期医療法制度の研究―

報告者は、本学熊澤利和教授を代表者とする科研費の分担研究者であり、終末期医療に関する国内外の法制度の研究を担当している。昨年度、オーストラリアのメルボルン大学に文献調査に赴き資料収集を行った成果として、本年度同国ヴィクトリア州の医師の幇助を伴った自死の制度に関する論考を発表した（**単著「豪州ヴィクトリア州における自発的幇助自死法の研究」高崎経済大学論集 66 巻 3 号 135 頁（2023 年 12 月）**）。このような尊厳死・安楽死の世界的情勢の変化の中でわが国の刑法の理論を改めて議論する必要があることから、刑法の領域に踏み込んで研究し以下の 2 編の論稿を発表した（**単著「終末期医療規範と自殺幇助罪に関する一考察」地域政策研究 26 巻 2・3 合併号 19 頁（2023 年 12 月）、単著「終末期医療規範とわが国の最新の刑法学説」地域政策研究 26 巻 4 号 67 頁（2024 年 3 月）**）。さらに、以前論稿発表した研究を素材としつつ、近時の状況を加えて考察し学会発表を行った（**単独「アイルランド終末期法制における「事前指示」の考察」日本政治法律学会春季大会 2023 年 5 月 28 日**）。

(2) 民法の「消費貸借の解除」に関する法解釈学的研究

2020 年に施行された民法典大改正において消費貸借契約の規定も冒頭規定が大きく改正されたが、これにより消費貸借契約成立後かつ金銭交付前に貸主からの契約解除は可能か否かという新論点を生じた。これを可能とする価値判断から法解釈論を展開して主張を展開する論考を発表した（**単著「書面でする消費貸借における貸主からの解除」椿寿夫編『《契約の終了》を開拓する』（商事法務 2023 年 11 月）**）。この論稿は限られた紙幅で纏めたものであったので、提示資料および論拠を補完する意義を含めて以下 2 編の論稿を発表した（**単著「書面でする消費貸借における貸主からの解除の法的価値判断」高崎経済大学論集 66 巻 1 号 1 頁（2023 年 7 月）、単著「民法の典型契約の規定における『効力を失う』概念の検討」高崎経済大学論集 66 巻 2 号 81 頁（2023 年 9 月）**）。

(3) 自転車事故の高額損害賠償訴訟判決に関する法理論的研究

自転車を運転する交通事故の加害者が被害者に対して負担する損害賠償額について、近時、高額な賠償を認容する判決が目立っている。このような判決について、法理論的な問題があるとの認識に立って、無過失・準無過失責任根本原理に立ち返り、考察を行い、学会報告を行った（**単独「自転車事故による高額な損害賠償判決に関する法理論的考察」九州法学会 128 回学術大会 2023 年 6 月 24 日**）。また、これに関係する論稿として、東京都の改正自転車条例について検討して論稿を発表した（**単著「東京都自転車条例 2020 に関する一考察」地域政策研究 26 巻 1 号 19 頁（2023 年 8 月）**）。

(4) フランチャイズ契約の法理論的研究

フランチャイズ契約においてフランチャイザーは経済的強者の立場と言えるが、そのフランチャイザーから契約解除をしようとする場合、どのような要件や判断基準でこれを認めるべきかという法理論的課題について考察し、フランチャイジーの初期の「投下資本」が回収できたか否かという基準が重要であるとの論旨を展開した（**単著「ヨーロッパ共通参照枠草案（DCFR）におけるフランチャイズ契約解消に関する一考察」高崎経済大学論集 66 巻 4 号（2024 年 3 月）**）。

(5) 学校事故の裁判例の評釈

報告者は、数年に 1 件程度、学校事故による損害賠償訴訟事件の判例評釈の執筆を依頼される。本年度は、高等学校の自転車競技部における学外活動中の事故に関する事件の判例評釈を行った（単著「判例評釈：京都地判令和 5 年 2 月 9 日」伊藤進ほか編著『学校事故の法律実務』追録 120・121 号 518 頁（2023 年 12 月））。

(6) 民法 415 条「債務不履行」の「帰責事由」要件に関する研究

報告者は明治大学の専任教員を中心に構成されている「法律行為研究会」という研究会に所属しているが、この研究会では現在、「民法典 2020 年の債権法大改正の立法」に関する総合的な研究を行っている。この研究で報告者は債務不履行による損害賠償の責任を規定している民法 415 条の要件論の検討を担当しており、研究会における報告を行った（単独「民法 415 条の要件に関する検討」伊藤進・明治大学名誉教授主幹「法律行為研究会」2024 年 10 月 14 日）。

２　その他の事項

報告者の生業とする「民法」の研究成果ではないが、報告者が所属する本学地域科学研究所のプロジェクト「中心市街地の活性化」（リーダー：阿部圭司教授）の成果として、書籍が刊行された。報告者は、この書籍において独立した 1 章を分担執筆した。報告者は、このプロジェクト研究で、中心市街地活性化の自治体の財源を確保するための施策の研究を担当した。特に、ドイツで「シュタットベルケ」といわれる公営団体を参考としつつ類似の取組みをしているわが国の基礎自治体の事例を検証するなどして考察を行った（単著「中心市街地活性化の財源確保のスキーム―モデルとしてのドイツ・シュタットベルケの考察」高崎経済大学地域科学研究所編『地方都市における中心市街地の課題』（2024 年 2 月））。この書籍のダイジェスト版を本学地域科学研究所が編集したが、そこにおいても右論稿の別稿として要約原稿を掲載させていただいた（単著「自治体の財源確保モデルとしての「シュタットベルケ」の考察」高崎経済大学地域科学研究所編『高崎経済大学ブックレット⑪』41 頁（2024 年 3 月））。

３　次年度以降の計画・抱負

(1) 人間の周没期（死亡までの一定期間と死亡後の一定期間）に関する法律の解釈論と制度論について、上掲重要事項(1)の科研費研究、および、ここ 15 年ほど継続している「死後事務委任契約論」を柱にしつつ、家族信託などの法制度の研究も含めておこなっていきたい。

(2) Society5.0 の社会が直面している法律問題に徐々に取組みたい。民法との関わりで言えば、デジタル・プラットフォーム・ビジネスに関する法律問題や、これとの関係で、ブロックチェーンを活用したビジネスの法律問題など、新規な問題領域に踏み込んでいきたい。